

婚姻届

令和 2 年 7 月 1 日 届出

在デュッセルドルフ日本国大使館
総領事

受理 令和 年 月 日

第

送付 令和 年 月 日

第

【婚姻届】

ドイツ法に基づく日本人同士の婚姻

- 氏名は戸籍の記載通りに記入してください。
- 生年月日は元号（昭和・平成・令和）で記入してください。

(1)	氏名	夫になる人 すずき 太郎 氏 名 鈴木 太郎 生年月日 平成 5 年 5 月 5 日	妻になる人 やまだ はなこ 氏 名 山田 花子 生年月日 平成 3 年 3 月 3 日
(2)	住所	ドイツ連邦共和国ノルトライン・ヴェストファーレン州 デュッセルドルフ市 プライテ通り 27 番地 世帯主の氏名 鈴木 太郎	ドイツ連邦共和国ノルトライン・ヴェストファーレン州 同左 番地 世帯主の氏名 山田 太郎
(3)	本籍	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地 筆頭者の氏名 鈴木 一郎	東京都中央区日本橋一丁目 2 番地 筆頭者の氏名 山田 次郎
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☒ 夫の氏 ☐ 妻の氏 新本籍（左の□の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地	☐ 夫の氏 ☒ 妻の氏 新本籍（左の□の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地
(5)	同居を始めたとき	令和 元 年 10 月	結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください
(6)	初婚・再婚の別	☒ 初婚 ☐ 再婚 (☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日)	☒ 初婚 ☐ 再婚 (☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日)
(7)	同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 ☐ 妻 ☒ 夫 ☐ 妻 ☒ 夫 ☐ 妻 ☒ 夫 ☒ 妻 ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事 2. 自由業・商工業・サービス業 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	夫 ☐ 妻 ☒ 夫 ☐ 妻 ☒ 夫 ☐ 妻 ☒ 夫 ☒ 妻 ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事 2. 自由業・商工業・サービス業 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯
(8)	夫婦の職業	夫の職業 令和 2 年 6 月 15 日	妻の職業 ドイツ連邦共和国 の方式により婚姻成立、デュッセルドルフ市戸籍局 作成の婚姻証書添付。
(9)	その他	日中連絡可能な携帯電話番号等と、メールアドレスを記入してください。	
(10)	届出人署名（※押印は任意）	夫 鈴木 太郎 印	妻 山田 花子 印
(11)	事件簿番号		

（届出人の連絡先及び電話番号 +49 (0) 1234-5678, tanaka@ko.mofa.go.jp)